

## 平成 24 年度 9 月議会一般質問 原稿

藤 井 哲 也

### ■ ガス事業の道路占用料減免廃止とガス料金見直し、公営企業職員の人件費

#### ① 道路占用料減免廃止について

6 月議会でなぜ企業局ガス事業の道路占用料を市は減免しているのかを問い、「協議中」という回答を得た。8 月下旬にその後の進捗状況を担当課に伺ったところ、「来年度から道路占用料を徴収する方向で協議中」と伺った。来年度から道路占用料減免を廃止して、新たに徴収していくために今後、どのような事項に関して協議を進めていくのかを伺う。

#### ② 総括原価方式における道路占用料減免廃止のガス料金への影響について

現在 ガス事業において市が減免している道路占用料は約 1 億 4 千万円と先の議会で聞いた。これだけの財源が新たに一般会計で使えるのは率直に良いことだと思う。国・県の補助金を組み合わせれば、道路などのインフラ整備、市民生活の向上ための更なる財源を確保できることになると思うので、ぜひとも進めて頂きたいと思う。

他方、本市企業局ガス事業においては、ガス料金の決定に際しては、東京電力なども用いている「総括原価方式」が取られている。

この道路占用料約 1 億 4 千万円がこの原価に算入されて、市民が負担するガス料金が上がる可能性もあるが、もし道路占用料減免額を企業局が本市に支払った場合、他の条件が変わらない前提では、ガス料金はいくら値上がりするのかを伺う。

#### ③ 「原価に加算できる額」の減率・減額について

また、ガス料金の決定については、「一般ガス事業供給約款料金算定規則 第 6 条の 6」に定められているところである。つまり、「ガス事業における有形固定資産の 2%と支払利息を足した額を上限として、適正かつ合理的な範囲において利益を得ることができる」とするものである。本市においては、平成 23 年度決算書によると、有形固定資産約 2 億円と、支払利息約 1 億円の合計 3 億円余りが、原価に上乗せして得ることができる利益分となる。

しかし、あらためてこの規則に書かれていることを確認すると、「原価に加算できる額の上限」を定めたもので、まるまるその額を上乗せしなくてもよいということである。

道路占用料減免廃止によってガス料金が値上がりすることを避けるために、「原価に加算できる額」を減らすべきと考えるが本市の「ガス料金の算定にかかる、原価に加算できる額の減額」に関する見解を問い、あわせて「原価に加算できる額」を減らすことを調査検討する可能性があるならば、道路占用料減免廃止の協議とも関係があるので本年度中に結論を出すべきと考えるが、調査検討するスケジュール感について伺う。

#### ④ 公営企業職員給与について

また「総括原価方式」の中には、職員の総額人件費も「原価」の一部として含まれているため、公営企業職員給与について伺います。

大津市が、ガスを仕入れている大阪ガス社員の年間平均給与は701万円（平成22年度・平均年齢42.9歳）となっている。それに対して、大津市企業局ガス事業では、757万円（平成22年度・平均年齢45.4歳）となっている。エネルギー業界の大手企業の給与と比較しても、年間56万円ほど多いということになる。

公営企業職員は、法令により人事院や県人事委員会の勧告に基づく必要はなく、労使間の交渉によって給与を含む処遇を決定できることになっている。

地方公共団体の長たる市長や公営企業管理者の考え次第では、給与や手当などを見直すことが十分可能である。私としては、道路占用料の減免廃止によってガス料金が値上がりする恐れがあるならば、なおさら見直していかねばならないと考える。

今後、労働組合との労使交渉においては、市民負担を減らすために、どのような立場でベース給与の改定に臨むつもりかを伺う。

### ■いじめ・自殺に関する調査委員会

#### ① 市内中学生が受けたいじめ等を調査する第三者調査委では「附属機関」としなかった理由について

あらためて、亡くなった中学生のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族にお悔やみ申し上げます。いじめの真相や、いじめと自殺との因果関係がしっかりと解明され、今後二度とこのような悲惨な出来事が起きないように、対策を講じることを切に願っております。

さて、今回、第三者調査委員会が8月25日に立ちあげられたところですが、その調査委員会の形態について、質問いたします。

今回 市内中学生が受けたいじめ等を調査する第三者調査委については、独任制の委員会ではないこともあり、地方自治法上の「専門委員」制度ではないと理解しております。また、先の総務常任委員会でも確認したように「附属機関」でもありません。となれば、地方自治法上、定めがない調査委員会を市長が独自の考えで設置したものだと言えます。

私は、今回の第三者調査委員会は以下の3点の理由により、市長部局並びに教育委員会の附属機関として条例に基づき設置すべきだったと考えております。

【理由①】調査委員会の実態は「附属機関」そのものである。

今回の第三者調査委は、設置要綱を確認しても、その実態を見ても実際は「附属機関」そのものと言えるのではないかと。

例えば、調査対象者は行政内部の人間だけではなく、一般市民としての「当該学校の生徒及びその保護者等」も含まれていることから、市役所内部だけのことを調査するものではなく、市民に一定の負担を強いるものです。また委員の互選により委員長が選ばれ、調査や提言を市長に行うものであり、外部有識者による第三者調査委としていることなどが挙げられます。

【理由②】市長が私的に要綱によって設置したとも言える調査委で被告の立場の市長の意向を排除できるのか。

そもそも、今回の裁判においてご遺族から訴えられ被告の立場である市長が、私的に要綱によって設置したとも言える調査委員会で、市長の意向を排除して客観的な調査ができないのではないだろうかということです。

現に「自殺の原因にいじめがあったんだと思う。和解を前提に調査をする」という発言があったり、「学校内だけの事柄について調査する」という考えなど、市長の意向がかなり盛り込まれているように思われます。

【理由③】コンプライアンス推進の精神から外れるのではないか。

今回の調査委員会は、「附属機関」として設置することに特に大きな支障はなかったと思っております。しかしながら、市長は今回、敢えて法に定めがない形態の委員会方式を選択しました。言葉は悪いですが、法の抜け道を利用したグレーな調査委員会でないかとさえ思っております。

さらに今回の調査委員会はコンプライアンス推進室を事務局としています。法令順守の精神を市役所内に徹底しようとする市長の強い意思により設置された部署であり、今回の調査委員会の事務局もここに置かれているならば尚更、法令に則った調査委員会にすべきではないかと思えてきます。

以上3点の理由により、私は条例に基づく「附属機関方式」の調査委員会にすべきだったと思っております。過去にはほかの自治体において、今回と同様な委員会設置で、住民監査請求や住民訴訟の対象となっているのはご承知のとおりです。

先の総務常任委員会で、総務部長やコンプライアンス推進室長から説明を受けた、「今回の事案は市長部局が担任する事項ではないから市長部局の附属機関は考えなかった」といった理由や、「教育委員会主導による調査は避けられたから教育委員会の附属機関は考えなかった」という理由は、「市長部局と教育委員会、両方にまたがる附属機関として調査委員会を設置する」ことで解消できることを考えれば全く理由になっていません。

なぜ、附属機関としての第三者調査委としなかったのか、今後の委員会設置の基準ともなると思いますので、明確な理由について伺います。

## ■職員の人事制度、給与制度

### ① 人事評価のブレを正すための対策と、相対的な人事評価について

これまでの議会答弁において、人事評価制度の導入の遅れが生じており、採用から人材育成、そして評価、処遇をトータルに連動させようとする「新しい人事制度」を構築しているとのことであった。

担当課の方から伺うところによると、本年12月頃までにはある程度形になると聞いており、その内容に期待するところであるが、「人事評価のブレ」を解消することが、来年度以降導入することになるはずの「新しい人事制度」を円滑に運用する上で重要な要素の一つになると考えておりま

すし、また 市民のためにがんばった人がきちんと評価されることは、市民生活を向上させる観点からも非常に重要であると考えております。

これまでの一般質問においても、「人事評価のブレ」があることは何度も答弁頂いてきましたが、前回この問題を取り上げた、昨年9月議会以降のこの1年で、「人事評価のブレ」を正すために、本市としてどのような対策をとってきたのかを伺う。

また大阪府・市においては、A評価の人は全体の30%、B評価の人は全体の50%といった「相対的な人事評価を行う制度」を導入しました。そうした相対評価は職員のモチベーションアップ、その先にある市民生活の向上のために絶対に導入すべきであると考えていますが、そうした制度について本市の見解を伺います。

## ② 職務給の原則の観点から、「給料表の級を超えた重なり解消」について

地方公務員法第24条第1項に、「職員の給与は、その職務と責任に応じるものでなければならない。」と規定していますが、申すまでもなく、公務員給料は、「職務給」が原則です。

しかしながら、大津市の給料表を見ますと、この原則が必ずしも守られているとは思えません。たとえば、「主事」級の人も長年勤めていれば「主幹」並みの給料がもらえ、また「係長」級の人も、管理職である「課長」並みの給料がもらえることになっています。明らかに「給与が職務と責任に対応している」とは言えず、原則から外れています。

大阪府・市においては、「職務給」の大原則に則り、給与表の級を超えた重なりを解消するため給与制度を改定しました。大津市においても、私は当然改定すべきと考えますが、本市の見解を伺います。

## ③ 技能労務職員の給与水準について

「平成23年度大津市職員の給与・定員管理等の状況」を見ますと、本市の技能労務職員の年間給料は、民間と比較して学校給食員の1.22倍や、用務員の1.88倍、自動車運転手の2.55倍と高い給与水準となっています。民間と比較してそれほど職務内容が違うとは思えず、市の財政事情から考えても、なぜこれほど民間との格差があるのかわかりません。民間の同一職種との給料の格差がこれほど大きい理由を伺います。

また、技能労務職員においては、県人事委員会勧告などに基づく必要はないのはご承知のとおりです。したがって労使交渉で給与水準の改定をすることもできますが、技能労務職員の給与に関して市の労使交渉における今後の方針を伺います。

## ■ ゴミ置き場、資源ゴミ持ち去り

### ① 今後のゴミ散乱防止ネット貸与について

本年度から、ゴミ集積所の鳥獣による散乱を防止するためにネットを貸与することになったと担当課から伺った。この間、本市においては自治会を通じて、ネット貸与等に関するアンケート調査を行い、貸与を希望する箇所を把握されたところですが、本年度貸与できるのは、このなかの一部

とされています。今後、少なくとも数年間は予算をつけていくことが公平性、公共性の点から必要と思うが、恒久的な施策として考えていくのかどうか本市の見解を伺う。

## ② 老朽化したゴミ集積所のケージ設置等の支援について

現在、市内各所のゴミ集積所には老朽化が進んでおり、住民にとって非常に危険であったり、ケージ本来の役割を果たせないものも散見できます。地域の方や自治会が捻出する資金によって修繕が行われていますが、どうしても資金が捻出できない個所もあります。

本市の「一般廃棄物処理基本計画」によれば、「集積所に対するケージ設置等に対する支援」を行うとしており、その具体的施策については、「集積所にケージ等を設置する際、設置費用の一部に対する補助金制度を創設し、集積所周辺の美観対策及び衛生対策を講じる」としています。また、その事業開始期は計画の前期後半、平成25年か26年とされています。

この計画に沿えば、老朽化しているケージ等を修繕する場合、市が一部補助するというものであります。私としては、早期に制度創設を望みますが、市の現在の検討状況を伺います。

## ③ 資源ゴミの持ち去り業者対策について

空き缶等の資源は、大津市の財産となりうるものであり、本市においては空き缶は年間700トン以上、ビンは2200トン以上を家庭系ゴミ資源として回収し、それらを売却することによって約6千9百万円の売却益を得ています。

しかしながら、近年 空き缶などの資源ゴミを持ち去る業者が全国的に問題となっており、大津市においても各地に出没しています。いわば大津市の財産となりうるものを、これら業者や個人が横取りしているという状況です。

「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」によれば、「市又は市から委託を受けた者以外の者は、市が行う定期収集を受けるためにゴミ集積所に排出された物を収集し、又は運搬してはならない」とありますが、現状はほとんど無意味で形骸化しています。

今回この問題を取り上げるのは、横取りされている資源ゴミの持ち去り対策を強化することで、先に質問した「集積所ケージを修繕するための補助金制度」を新たに創設する原資に充当するなど、ゴミ行政の進展に寄与できると考えたからです。条例に罰則条項を設けることや、本市が市内各所に資源ゴミ専用の収集ボックスを設置するなど検討し実行する時期にあると思いますが、本市の今後の方向性について伺います。

## ■市内の県所管危険個所の安全対策

### ① 災害における想定被害状況の見直しと市内の県所管危険箇所に対する安全対策の要望について

このたび 大石、南郷などの各地を襲った豪雨により被災された住民の皆様に、あらためてお見舞い申し上げます。

今回の大石地区の大規模な土砂崩れの現場については、「地元の自治会が3年前、行政側に安全対策を要望していたのに、対策がとられていなかった」こと、そして「当時要望を受けた大津市は、

対策工事を担当する滋賀県と現地調査を行った結果、県が“危険な状態とは思われない”と判断したため、安全対策は実施されなかった」とする報道がありました。

これに対して県は「短時間に大雨が降るケースが増えているので、結果的に早く工事を行うべきだった」と言っており、また市においても「早急に対策を進めてもらうよう県に求めている」と述べ、去る8月20日に「集中豪雨による被害に対する復旧支援」について県に要望されたところですが、大津市としては県に対して要望した事項について、県が速やかに予算措置するよう引き続き働きかけて頂きたいと思っております。

また、今回の災害を受けて、県は「結果的に早く工事を行うべきだった」と能天気なことを述べていますが、こうした発言は地域住民の感情を逆なでするものです。万一 今後同じような大災害が市内のどこかで発生しても、県から同様のことを言われて終わりになりかねません。

同じく6月26日に県に行った「平成25年度 国・県当初予算に対する要望事項」では、『災害に強い基盤の整備』という項目は、大戸川の整備など一部の要望を除き、重点要望ではなく一般要望になっていますが、市民の生命と財産を守るべき本市が、「災害に強い基盤の整備」を重点的にとらえてない姿勢も見てとれます。

市は市民の生命と財産を守るという強い使命感を持ち対応しなければなりません。

たとえば、昨年来、私が議会でも取り上げております、一級河川、真野川の整備に関して、県が平成21年に想定した「氾濫区域」によると、広範囲で被害が生じることが予想されています。その氾濫区域内には、災害時の対応にあたるはずの北消防署や北警察署、また災害弱者施設の琵琶湖大橋病院、市立北老人福祉センターなども含まれています。

現在の真野川は毎時50～60mm程度の雨量しか持ちこたえられないとされており、今回のような毎時90mmの集中豪雨がいつ何どき生じるかわかりません。つまり、県の想定している被害状況や安全対策はもはや過去のもの、意味がないものと言えます。

問題が起きてからでは遅く、万一 死傷者が出るようなことがあれば、県及び市の怠慢による人災であると厳しく追及したいと思っておりますし、多くの地域住民もそう言うでしょう。

真野川を一例に挙げましたが、こうした問題は、市内の県所管危険箇所すべてに該当する事柄と言えます。

市は「一般要望」という弱い姿勢でこの問題に対応するのではなく、県所管の市内危険箇所を一件ずつ取り上げ、今回のような県及び市の甘い想定によって生じた災害が再び生じないよう、これまでの想定被害状況と、安全対策を見直すように、県に対して不退転の厳しい姿勢で求めていくべきと思っておりますが、本市の見解を伺います。

## ② 「国・県当初予算に対する要望」等の書面での回答を求めることについて

現在は、県予算に対する要望は一応やっていますが、各事業の交渉は担当部署任せです。

本来は本市要望に対する県の回答を書面で得て、その上で一件一件精査し、県と協力して解決していける課題ならば県市連携して取り組み、または本市要望と県回答にギャップがある課題ならば、市の要望全体の中で、交換条件を設定して交渉したり、代替策を準備したりするなどのアプローチをしなければなりません。先に申し上げた、真野川改修などの市民の生命や財産に関わる「災害に

強い基盤の整備」要望については特にそのようにするべきだと思います。

時々、交渉力が高い管理職がいる部署の交渉がうまくいくことはあったとしても、悲しいかな、現状は各個個別に県に交渉を挑み、各個個別に撃破されているようなものです。これではダメなのです。要望事項について戦略的に考え、トップ自らが真剣に交渉にあたってもらわなければならないのです。

そうした本市の県に対する真剣な交渉の第一歩として、県及び関係機関から一件ずつ要望に対する回答を書面で求めなければならないと思います。市長も弁護士として企業間交渉の事務にあってきたのならば交渉の進め方はご存じと思いますが、この際、国や県への交渉にあたってはしっかりとした対応をとることを求めたいと思います。本市の見解を伺います。

以上